

○田川地区清掃施設組合契約事務規則

昭和 58 年 8 月 1 日

規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合(以下「組合」という。)が締結する契約についての事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 組合が締結する契約についての事務の取扱いに関しては、別に定めるものを除くほか、田川市契約事務規則(昭和 39 年田川市規則第 4 号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。